

概要版

奥多摩町

第2期子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

奥多摩町

計画の基本方針

計画策定の背景・趣旨

わが国では少子高齢化と人口減少の進行が予測されており、出生率減少と少子化に早期に歯止めをかけるため、子育て環境の充実が国全体の最重要テーマのひとつとなっています。

『令和』という新しい時代を迎えた今、奥多摩町では「奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、住民・関係団体等と協力・連携し、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。



計画の位置付け

【法的根拠】

- ◇ 「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

【本町の位置付け】

- ◇ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」
- ◇ 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「新・放課後子ども総合プラン奥多摩町行動計画」

計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

計画の策定方法

- ◇ 住民・関係団体・有識者による「奥多摩町子ども・子育て会議」（平成11年度に設置した子育て支援協議会を平成30年度に名称変更）における計画内容の検討・策定
- ◇ 未就学児及び小学生の保護者対象の「子ども・子育てに関するニーズ調査」、計画案に対する意見公募（パブリックコメント）を実施し、保護者及び住民の意向反映



計画の基本方針

基本理念

まちぐるみで育てよう たくましい親子

- すべての子どもが健やかに成長する幼少期の環境づくり（子どもの最善の利益の実現）
- すべての親が安心できる子育て支援（一人ひとりの子どもと子育て家庭に寄り添う）

この2つの視点から、生まれてくる子ども達も、移住してくる子ども達も、ゆとりある住環境と豊かな自然の中で自分らしく成長すること、そして、すべての親が安心して子どもを産み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現して子どもを育てることを、地域、学校、関係機関、行政が協力して地域全体で応援することを目指します。



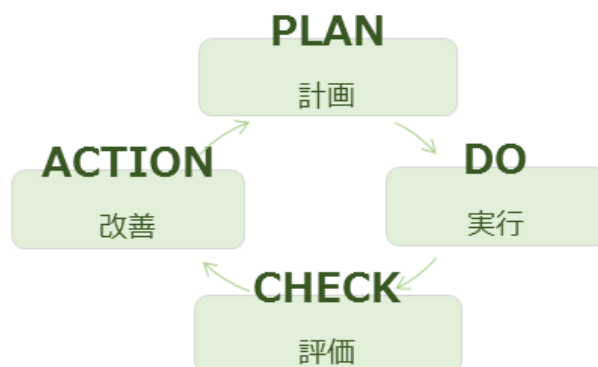
計画の推進

①計画の推進体制

- ◇ 子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する住民及び役場職員の意識啓発
- ◇ 子育て支援施策の相乗効果を高める、庁内関連部署の連携強化と一体的な推進

②計画の進捗管理 <計画・実行・評価・改善のPDCAサイクル>

- ◇ 毎年度／計画の進捗状況のとりまとめ、「子ども・子育て会議」による点検・評価、評価結果の公表（ホームページ等）
- ◇ 「利用見込み」「提供体制」に大きな変化が見込まれる場合は計画の見直し



施策の展開

子育てしやすい環境づくり

基本理念の実現に向けた方針と施策

	方針	施策
第4章 施策の展開	方針1 多様なニーズを持つすべての子育て家庭への支援	施策1.1 子育て支援のネットワーク・相談体制の充実
		施策1.2 地域における子育て支援拠点の充実
		施策1.3 経済的支援の取り組み
		施策1.4 障害児施策の充実
	方針2 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現	施策2.1 保育サービスの充実
		施策2.2 子育て支援サービスの充実
		施策2.3 ワーク・ライフ・バランスの推進
	方針3 すべての親子の健やかな成長に向けた総合的な支援	施策3.1 子どもや母親の健康の確保
		施策3.2 「食育」の推進
		施策3.3 思春期保健対策の充実
	方針4 家庭や地域における教育を通じた次代を担う親子の成長の支援	施策4.1 児童の健全育成の推進
		施策4.2 学校の教育環境の充実
		施策4.3 家庭や地域の教育力の向上
	方針5 安心して子育てができる生活環境の整備	施策5.1 住環境の整備
		施策5.2 交通安全と防犯・防災活動の推進
	子ども・子育て支援事業計画	1 教育・保育提供区域
2 教育・保育の利用見込みと提供体制		
3 地域子ども・子育て支援事業の利用見込みと提供体制		
4 教育・保育の一体的提供等の推進		
第5章 新・放課後子ども総合プラン	新・放課後子ども総合プランの具体的方策、目標等	



庁内関連部署の連携と事業の相乗効果を高め、子育て支援施策を一体的に推進する

施策の展開

方針1 多様なニーズを持つすべての子育て家庭への支援

施策1.1 子育て支援のネットワーク・相談体制の充実

転入してきた子育て家庭を含め、子育てや暮らしの不安や悩みを抱える家庭が増えていることから、相談への対応と継続的な支援体制の強化に向けて、子ども家庭支援センターと保健師等との連携を中心に、関係機関との連携強化、専門家による支援の拡充を図ります。

＜主要事業＞子ども家庭支援センターの運営、要支援児童家庭への支援
臨床心理士の巡回

施策1.3 経済的支援の取り組み

安心して子どもを産み育てる生活を支え、親子が自立した環境で暮らすよう、また、少子化対策として子育て世帯の移住促進につながるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減に、より一層、取り組みます。

＜主要事業＞子育て世帯への経済的支援、保育園への副食費助成

方針2 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現

施策2.1 保育サービスの充実

共働き家庭が多い中、子育て家庭のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を支援し、子どもの健やかな成長を応援するため、未就学児及び学童の保育環境の質を高めます。

また、子育て中の様々な保育ニーズに応えるファミリー・サポート・センター事業等の充実を図ります。

＜主要事業＞病後児保育事業への支援、学童保育会の充実
ファミリー・サポート・センター事業の実施

方針3 すべての親子の健やかな成長に向けた総合的な支援

施策3.1 子どもや母親の健康の確保

妊娠初期から出産にかけて、各種健診や保健指導及び状況に応じた訪問指導を実施し、妊娠中の異常や疾病の早期発見、妊婦の健康維持・増進、不安の軽減を図ります。

産後間もなくから保健師が継続的に母子の健康増進に関わり、育児不安等を早期に解消するとともに、児童虐待の未然防止につなげます。

＜主要事業＞こんにちは赤ちゃん訪問、妊産婦・乳幼児保健指導

方針4 家庭や地域における教育を通じた次代を担う親子の成長の支援

施策4.2 学校の教育環境の充実

コミュニティ・スクールと少人数教育のメリットを最大限に生かす教育と、豊かな体験をする多様な機会により、都会の学校には真似のできない教育環境を提供し、児童生徒一人ひとりに社会を生き抜く力をしっかりと育成します。

＜主要事業＞ALTの活用、チャレンジおくたまとの連携と支援の充実

施策の展開

方針5 安心して子育てができる生活環境の整備

施策5.1 住環境の整備

本町独自の少子・定住化対策として魅力あるまちづくりを進め、「住みたい・住み続けたい」を実現するために、定住化を促進する住宅整備、地域の安全を高める空家等の活用を図ります。

＜主要事業＞ 定住化のための住宅取得の促進（★拡充）、町営若者住宅の整備
子育て支援・定住化応援総合窓口の充実

子ども・子育て支援事業計画

教育・保育施設の認定区分ごとの利用見込みと提供体制

2号認定及び3号認定の0～5歳児について、既存の2保育園による実施で対応します。
計画期間において未就学児の人数や保育ニーズに大きな変化が生じた場合は、それぞれの家庭が必要とする教育・保育事業の確保方策を検討していきます。

1号認定【3～5歳児 教育標準時間認定 幼稚園・認定こども園】

提供区域	項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全域	利用見込み ①	人	1	2	2	2	2
	提供体制 ②	人	1	2	2	2	2
	過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0

(注) 幼稚園・認定こども園施設は町内にないため町外施設を利用することとなります。

2号認定【3～5歳児 保育認定 保育施設・認定こども園】

提供区域	項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
氷川 小河内 地区	利用見込み ①	人	24	24	28	26	29
	提供体制 ②	人	60	60	60	60	60
	過不足 ②-①	人	36	36	32	34	31
古里 地区	利用見込み ①	人	32	34	31	33	32
	提供体制 ②	人	50	50	50	50	50
	過不足 ②-①	人	18	16	19	17	18

(注) 提供体制の人数は、氷川保育園、古里保育園の定員数とします。

3号認定【0～2歳児 保育認定 保育施設・認定こども園・地域型保育施設】

提供区域	年齢	項目	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
氷川 小河内 地区	0歳児	利用見込み ①	人	6	6	6	5	5
		提供体制 ②	人	6	6	6	5	5
		過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0
古里 地区	0歳児	利用見込み ①	人	6	6	6	6	5
		提供体制 ②	人	6	6	6	6	5
		過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0
氷川 小河内 地区	1・2 歳児	利用見込み ①	人	14	14	14	14	14
		提供体制 ②	人	14	14	14	14	14
		過不足 ②-①	人	0	0	0	0	0
古里 地区	1・2 歳児	利用見込み ①	人	17	17	17	17	16
		提供体制 ②	人	17	17	17	17	17
		過不足 ②-①	人	0	0	0	0	1

(注) 提供体制の人数は、氷川保育園、古里保育園の弾力化措置後の受入れ数とします。

施策の展開

地域子ども・子育て支援事業の利用見込みと提供体制

①利用者支援事業【提供区域：全域】

②地域子育て支援拠点事業【提供区域：全域】

③妊婦健康診査【提供区域：全域】

母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期からの一貫した健康管理を推進します。また、妊婦の健康状態を分析し、必要に応じて健診内容の見直しも検討します。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【提供区域：全域】

保健師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、養育環境の全数把握と乳児家庭の孤立を未然に防止します。また、継続的な支援の必要な家庭には養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）につなげます。



⑤養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業【提供区域：全域】

⑥子育て短期支援事業【提供区域：全域】

⑦子育て援助活動支援事業【提供区域：全域】

⑧一時預かり事業【提供区域：全域】

「幼稚園型以外」（ファミリー・サポート・センターによる一時預かり）のニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施します。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）【提供区域：全域】

⑩病児・病後児保育事業【提供区域：全域】

病気が回復しつつある子どもを一時的に預かる本事業は、病後児預かり事業の病後児会員が指定施設等において一時的に預かります。

⑪放課後児童育成事業（学童保育会）【提供区域：2区域（小学校区）】

氷川学童保育会と古里学童保育会が主体となり、年末年始及び日曜祝日を除いて実施しています。今後も引き続き、氷川学童保育会と古里学童保育会の2組織を町営で実施します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新・放課後子ども総合プラン奥多摩町行動計画

新・放課後子ども総合プランの趣旨

児童が放課後等を安全・安心に多様な体験・活動を行いながら過ごすことができるよう、放課後児童育成事業「学童保育会」及び地域住民等の参画を得て、放課後子供教室事業「チャレンジおくとま」の計画的な整備等を進めます。



具体的方策

一体型の学童保育会及びチャレンジおくとまの目標事業量

町内2小学校において、学童保育会を利用する児童がチャレンジおくとま開催時に活動プログラムに参加できる「一体型」での実施を継続します。

チャレンジおくとまの令和6年度までの実施計画

町内2小学校においてチャレンジおくとまの実施を継続します。

学童保育会及びチャレンジおくとまの運営に関する方策

学童保育会の指導員とチャレンジおくとまの地域コーディネーターは児童の安全面に十分に配慮し、人員配置等を含めプログラムを立案・実施する形式を基本とし、各学校区の事情に合わせ、参加の仕方等を検討した上で対応していきます。

